

## ライセンス審判員試験受験者の選考について

### (1) 手続きについて

- ①各地区、各団体から候補者を推薦し地区理事長を通じて審判委員長に報告する。
- ②①の受付期間は三重県柔道協会総会の日から9月末日までとする。
- ③候補者は「ライセンス審判員受験候補者調査用紙」を審判委員長に提出する。
- ④③の提出期限は10月末日までとする。
- ⑤受付期間締め切りまでに候補者が定員に満たない場合は審判委員長が各地区、各団体または個人に新たな候補者の打診を行う。  
※Aライセンス審判員受験者 2名+(女子1名) Bライセンス審判員受験者 3名+(女子1名)
- ⑥1月の常任理事会において推薦された候補者の中から次年度のライセンス審判員試験受験者(以下、ライセンス受験者と呼ぶ)を決定する。
- ⑦ライセンス受験者の選考においては以下の要件を材料とし総合的に判断する。

ア

	年齢	柔道経験	審判経験
Aライセンス	28歳以上 満55歳まで	15年以上 5段以上 (女子は3段以上)	B取得後3年以上の 審判経験を有し、 指導者登録をした者。
Bライセンス	25歳以上	12年以上 4段以上 (女子は3段以上)	C取得後2年以上の 審判経験を有し、 指導者登録した者。

- イ ライセンス受験に当たって十分な知識と技量を備えた者。また、その習得に意欲的な者。
- ウ 審判活動に協力し、また審判講習会などに積極的に参加している者。
- エ ライセンス取得後も審判活動に積極的に従事する意思のある者。

### (2) 候補者・受験者の義務

- ①候補者は指定された大会の審判活動に携わる。  
※県内試合審判員はこの限りではない。
- ②Aライセンス受験者は受験前年度の2月に行われる全日本選手権三重県予選の審判活動に携わる。  
※県内試合審判員はこの限りではない。
- ③Bライセンス受験者は受験前年度の3月に行われる三重県少年柔道大会の審判活動に携わる。
- ④A・Bライセンス受験者は受験年度の5月に行われる全日本ジュニア選手権三重県予選の審判活動に携わる。

### (3) その他

- ①以前候補者であった者が異なる年度に再度推薦を受け候補者(以下、再候補者と呼ぶ)となった場合、

初めての候補者（以下、新候補者と呼ぶ）と同様の手続きを経るものとする。  
②ライセンス受験者の選考に於いて再候補者も新候補者と同条件として扱う。